



寄附金の募集について

公益財団法人岩手県文化振興事業団は、皆さまから寄附金を募集しております。

1 寄附金募集の目的

当事業団は、芸術文化の振興及び文化財等の調査研究、収集、保護・活用等を図り、県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的とします。

2 寄附金の使途

右表の事業の費用に充当します。

(東日本大震災津波の被災者支援事業への寄附金は「いわて芸術文化復興エイド寄附金」として別に募集しております。)

3 お申込手続き

裏面の申込用紙に記入し、当事業団へ持参、FAXまたは郵送ください。

(申込書受理後、振込口座をお知らせします。)

4 お名前の公表

当事業団のホームページ等に法人名(団体名)氏名及び寄附金額を掲載させていただきます。

(匿名をご希望の場合はお申し出ください。)

5 寄附金控除について

当事業団は平成23年4月1日より公益認定を受け、公益財団法人岩手県文化振興事業団となりました。公益財団法人は特定公益増進法人に該当するため寄附者は寄附金控除を受けることができます。事業団から発行される寄附金受領証明書を添付しますと、所得税および法人税の優遇を受けられます。住民税における寄附金控除は、各都道府県および市町村の条例で指定されている場合のみ適用されますので、お住まいの都道府県および市町村にお問い合わせください。

寄附金の使途となる事業について

【指定寄附金※】※寄附者があらかじめ使途を特定する寄附金

(1) 下記の普及・振興事業

- ① 音楽及び舞台芸術の普及、振興等の事業(ワークショップ、若手演奏家によるコンサート、バックステージツアー等)
- ② 埋蔵文化財の普及事業(児童向け体験教室等)
- ③ 歴史、民俗、自然科学等、美術等に関する普及事業(伝統芸能鑑賞会、出前美術館等)
- ④ その他芸術文化の振興に関する事業(文化講演会等)

(2) 当事業団の文化振興基金として県内の芸術文化団体への助成費(文化団体備品整備事業等)、又は基金への積立金への充当

【一般寄附金】

寄附者が使途を特定しない場合は、当事業団の公益目的事業に必要なに応じて充当します。

公益財団法人岩手県文化振興事業団 総務部

〒020-0023 盛岡市内丸13-1 TEL 019-654-2235 FAX 019-625-3595

寄附申込書

年 月 日

公益財団法人岩手県文化振興事業団 理事長 様

寄附者

住所	(〒 -)
法人名(団体名)・氏名 <small>(法人名・団体名の場合は代表者も記入願います)</small>	フリガナ
電話番号	
e-mail	
(法人の場合)事務担当者	職名 氏名 電話番号

公益財団法人岩手県文化振興事業団の寄附の受入基準に同意し、下記のとおり寄附します。

公益財団法人岩手県文化振興事業団寄附受入基準

1. 事業団は寄附の対価として何らかの利益又は条件等を附さないものとする。
2. 寄附者は寄附の経理について監査を行わないものとする。
3. 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことはできないものとする。
4. 事業団は寄附した寄附金を寄附者に無償で譲渡または使用することはできないものとする。

1 寄附金額 _____ 円

2 寄附目的 (次のいずれかにレ点をつけてください。)

- | | |
|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 用途を特定する | <input type="checkbox"/> 用途を特定しない |
| <input type="checkbox"/> いわて芸術文化復興エイド寄附金
(東日本大震災津波被災者支援事業) | |
| <input type="checkbox"/> 芸術文化の普及・振興事業 | |
| <input type="checkbox"/> 芸術文化団体への助成事業 | |

3 氏名・寄附金額の公表 (希望しない場合はレ点をつけてください。)

事業団のホームページ等への寄附者の氏名及び寄附金額を掲載することについて

- 承諾しない

4 納入方法

希望する納入方法及び金融機関を○で囲んでください。

現金納付

振込納付 岩手銀行 ・ 東北銀行

(誠に恐縮ではございますが、振込手数料はご負担願います。)

ご送付先

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸13番1号 公益財団法人岩手県文化振興事業団総務部

電話 019-654-2235 FAX 019-625-3595